

金融機関向けIFRS最新情報

2014年3月リース基準の動向



————— 2014年3月18 ~ 19日 IASB/FASB合同会議 —————

リース会計 - IASB/FASBは再審議において進展

記: 2014年3月20日

概要

- 今週の合同会議において、IASB/FASBは、リース会計の再公開草案(ED)に関する再審議を継続
- 両審議会は、以下の点について、関係者の関心に対応するための代替的アプローチの使用について議論した
 - (1) 提案されている借手の会計モデル
 - (2) 提案されている貸手の会計モデル
 - (3) 少額リース
 - (4) リース期間の決定
(リースの延長及び解約オプションの考慮、提案されているリース期間の見直しの要求事項及び購入オプションの会計処理を含む)
 - (5) 短期リース
- 合同会議における暫定決定の要約は次のとおり

分類

借手の会計処理 - 分類

- 両審議会は、提案に基づいて借手が認識する使用权資産に係る事後の会計処理について、合意に至らなかった

IASB

- FASBとは対照的に、IASBのメンバーのほとんどは、基本的に、借手が全てのリースをタイプA(又はファイナンス・タイプ)のリースとして会計処理する単一のアプローチを支持した

FASB

- FASBのメンバーのほとんどは、EDのように二本建てのアプローチを支持した。但し、借手は、IAS第17号「リース」におけるリースの分類規準に類似した規準を使用して、リースを分類する。FASBのメンバーは、また、現行のキャピタル・リースの大部分は「タイプA」のリースとして、オペレーティング・リースの大部分は「タイプB」のリースとして取扱うこととなると述べた

貸手の会計処理 - 分類

- 両審議会は、現行の貸手のモデルに軽微な修正のみを加えることに暫定合意した。すなわち、貸手の観点から会計処理を決定するため、貸手は、IAS第17号における現行のリースの分類規準に類似した規準を考慮する
- しかし、両審議会のアプローチは次のとおり異なっている

IASB

- IASBのアプローチ - 利益の認識は、現行の製造業者又は販売業者である貸手のガイダンスに従い、会計処理する

FASB

- FASBのアプローチ - 製造業者の利益を含むタイプAのリースは、リース資産に対する支配が借手に移転(提案されている収益認識基準により評価)しない限り、利益の即時認識が妨げられる

少額リース

明確な重要性による要求事項の例外

- 両審議会のメンバーは、明確な重要性による例外を基礎として、重要でないリースを範囲除外とすることは認めないと、圧倒的多数が同意した
- むしろ、両審議会は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」及びFASB/ASCトピック105「一般に公正妥当と認められる会計原則」が、重要性の観点からリースを評価する際の十分なガイダンスを提供していると述べた。

ポートフォリオ・アプローチ

- 両審議会のメンバーは、リースをポートフォリオ・ベースで会計処理することを許容するスタッフ提案を支持した
- しかし、両審議会の見解は、ポートフォリオ・アプローチを適用する際のガイダンスを(1)基準本文に含めるべきか、(2)基準の結論の根拠に含めるべきか、(3)他の手段によって伝達すべきか、について異なっている

少額リースの免除規定

- 両審議会は、「少額」リースの認識及び測定への免除規定の提供について合意に至らなかった
- 両審議会は、後日、本論点を再検討することが期待される

IASB

➤ IASBのメンバーの多くは、少額リースを範囲除外とすることを選好した

FASB

➤ FASBは、少額リースの範囲除外の潜在的影響を決定するため、次の点に関する追加的情報を提供するよう、スタッフに追加的調査の実施を指示した

- (1) リースが少額リースの例外として適格か否かを決定するのに使用すべき閾値は何か
- (2) そのようなアプローチが重要な実務上の軽減効果をもたらすか否か
- (3) そのようなアプローチが全ての企業に一貫して適用可能か

リース期間

リース期間の決定

- 両審議会は次の点に合意した
 - (1) 貸手及び借手の双方が、借手が更新(又は解約)オプションを行使する経済的インセンティブに関係する全ての要因を考慮すべきであること
 - (2) 貸手及び借手の双方が、借手がオプションを行使することが合理的に確実(reasonably certain)であると決定した場合、リース期間の一部としてオプションを含めるべきであること
- 両審議会は、最終基準に、「合理的に確実(reasonably certain)」とは、現行の米国会計基準における「合理的に保証された(reasonably assured)」と実質的に同様の高い閾値であることを明確にする文言を加えるよう、スタッフに指示した

リース期間の見直し

- 両審議会は、借手のみが、当初に決定したリース期間を見直すべきであることを決定した
- 見直しの引き金は、借手の行動に直接的な影響を及ぼす重大な事象又は環境の変化の発生であるべきで、明らかに借手の支配の及ばない事象(例:市場環境の変化)は考慮しない

購入オプションの会計処理

- 両審議会は、購入オプションの行使が予想されるか否かは、更新(又は解約)オプションの評価と整合すべきであると決定した

短期リースに係る借手の会計処理

短期リースに係る認識及び測定の特例規定

- 両審議会は、EDで提案されたように、短期リースに係る認識及び測定の特例規定は、最終基準においても維持すべきことに合意した
- 加えて、両審議会は、特例規定はリースが12ヶ月以下か否かに着目すべきことに合意した

更新オプション

- 両審議会は、リースが範囲除外される短期リースとして適格か否かの評価は、(EDで提案された)最大可能期間ではなく、リース期間に基づくべきであることに合意した

開示要求

- 両審議会は、報告期間中の短期リースに関する費用は、別個に開示すべきであること、期間中のリース費用が予想されるリース債務を示さない場合、追加の定性的な開示を要求すべきことに合意した

Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,100名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited